

福島県建築設計協同組合の行動計画 「新時代への組合ビジョン2021」

福島県建築設計協同組合
代表理事 平子恵俊

当組合では、将来に向けた組合のあり方を探るため、令和2年11月に「組合のあり方検討会」を設置し、組合員アンケート調査結果等を基に計5回の検討会を実施してきました。検討会では、①市町村等の発注者への広報・営業手法、②新たな広報・営業ツールとしての業務領域の拡大、③組織体制の再構築と経営戦略等を主な議題として絞り込み、これらの現状分析・対応策の検討を重ね、具体策としての行動計画「新時代への組合ビジョン2021」を作成しました。

なお、令和3年度は本行動計画に基づき、①事務局広報・営業体制の強化、②役員の広報・営業参画、③広報営業ツールの拡充、④研修等企画委員会に専門部会設置（CM、BIM等の調査・研究）、⑤専門的技術力の向上研修（木造・木質化、ゼロエネ、維持管理計画等の事例研修）を実施することとしています。

（背景・経緯）

当組合は、建築設計・監理業務の共同受注を目的に昭和41年4月の発足以来、県内自治体等からの建築設計・工事監理業務を中心に業務受託してきました。中でも、組合員や外部設計者も含めたプロポーザル等設計競技の実施は、発注者支援の観点から建築技術系職員や大規模事業発注経験も少なく単独では事業実施が困難な自治体等から評価され、入札による価格の多寡だけでは得られない質の高い提案を選定・実践出来たと好評を得てきました。しかし、近年は単独で設計競技を実施できる市町村が増加してきたこともあり、持続可能な将来像を見据えた発注者支援業務のあり方を検討する時期に来ていました。

一方、国においては、平成29年1月に国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会から「官庁施設整備における発注者のあり方について」の答申がなされ、公共建築工事の発注者がその役割を適切に果たすための方策の一つとして、発注者支援を受けるために外部機関を活用することが明記されました。

これまで公共建築をめぐるのは、適切な予算の確保や工事・設計等の監督・検査、適切な図面作成、施工条件の明示など発注者の業務は多岐にわたるほか、設計者選定の多様化・複雑化に伴い高度な専門技術力を求められるケースや建築物の長寿命化対策・施設再編に伴う建築物の用途変更・複合化、まちづくりへの要請など担当者の業務内容も大きく変化していく中で、市町村の3割で営繕技術職員が配置されていない現状など、技術者不足が深刻化し業務対応の難しさが浮き彫りとなっています。

当組合としては、技術者不足に悩む市町村や事業再編成を迫られる県内企業等に広く組合業務を広報・営業すると共に、組合員が有する専門的な知見を活かした相談業務に応じるなど、より良い公共建築物整備の支援を通して社会貢献してまいります。